

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和5年8月1日(火) 第9520号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	知事指定薬物の指定の失効(382)(医療・保険課) 2
	鳥取県産和牛の保護及び振興に関する条例に規定する特定種畜 (383)(畜産振興課) 2
	指定障害児通所支援事業の廃止の届出(384)(西部総合事務所県民福祉局) 2

告 示

鳥取県告示第382号

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）第10条第1項の規定に基づき、知事指定薬物の指定が失効したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和5年8月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	通称名	指定年月日	失効年月日
5-知(1)-1	Etonitazepipne、N-Piperidiny l Etonitazene	令和5年6月27日	令和5年7月1日
5-知(1)-2	3-CPM、3-Chlorophenmetrazine	"	"
5-知(1)-3	4F-ABINACA、4F-ABUTINACA	"	"

鳥取県告示第383号

鳥取県産が牛の保護及び振興に関する条例（令和2年鳥取県条例第52号）第2条第2項の規定に基づき、特定種畜を次のとおり告示する。

令和5年8月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名号	個体を識別する番号	指定の解除の日	備考
久福也	12443-8385-0	令和5年8月1日	

鳥取県告示第384号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者から障害児通所支援事業を廃止する旨の届出があったので、同法第21条の5の25の規定により次のとおり告示する。

令和5年8月1日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害児通所支援事業を行っていた事業所の名称	指定に係る障害児通所支援事業を行っていた事業所の所在地	障害児通所支援事業の種類	廃止年月日
特定非営利活動法人あおぞら	米子市米原一丁目7-1	放課後等デイサービスあおぞら	米子市米原一丁目7-1	放課後等サービス	令和5年7月31日